

第5章 区の事務事業における環境配慮行動の推進

1 環境配慮の推進

区は、率先して環境に配慮した行動を進めるため、ISO 14001 の認証を取得し、環境マネジメントシステムを運用しています。

環境マネジメントシステムとは、環境保全と汚染の予防を目的として、「企業や自治体などの組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組み」をいい、計画(Plan) 実施及び運用(Do) 点検(Check) 見直し(Action) からなります。

(図：PDCA サイクル参照)

その仕組みを、国際標準の規格として定めたものが、ISO 14001 です。

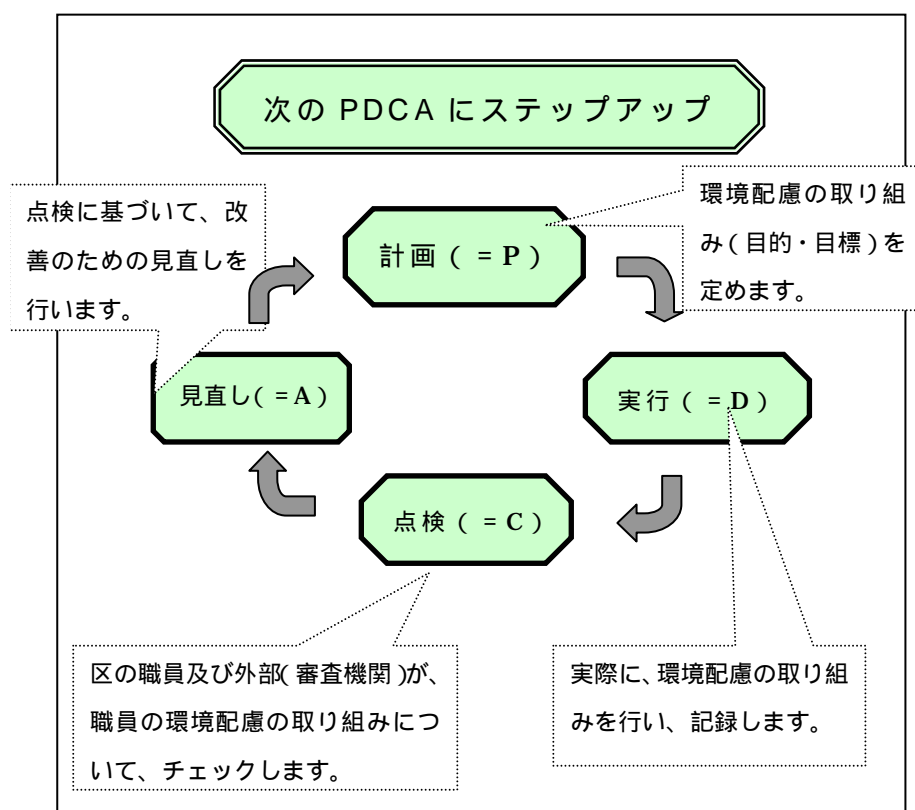
区長の定めた環境方針 (P.129 参照) に基づき、職員のひとりひとりが、環境に配慮した業務を行っています。

こうしたシステムの運用状況について、区職員によるチェックを行う(内部監査)とともに、毎年外部の審査機関による審査を受け、ISO 14001 の認証を維持するよう努めています。

平成 16 年 4 月からは、区立小中学校および幼稚園も環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年 11 月には学校・幼稚園

へも ISO 14001 の認証範囲を拡大いたしました。これにより、区が管理運営するほぼすべての施設で、環境マネジメントシステムを活用した環境配慮行動に取り組んでいます。

PDCA サイクル



2 平成 17 年度の取り組みの概要

(1) 環境保全を進める活動

区は、環境基本計画などの各種計画に基づき、環境を保全するための活動に努めています。環境マネジメントシステムでは、これらの活動について、毎年目標を定め、進み具合を定期的にチェックすることにより、よりよい活動につなげていこうとしています。

ここでは、平成 17 年度の特徴的な事業活動を紹介します。(表 1)

表 1 <環境保全を進めるための活動-実施状況>

目標	平成 17 年度スケジュール	実施結果
区内ディーゼル車の低公害化の促進	圧縮天然ガス自動車の導入に対する補助事業の実施	達成 (6 台に補助)
環境法令の遵守	光が丘清掃工場立入検査	達成
資源回収量の向上	目標回収量 ガラスびん・飲食用缶など 6 品目を設定	4 品目で達成
生ごみの資源化	学校・保育園・福祉園(6 か所)および大泉福祉作業所における生ごみの資源化事業を継続実施	達成

区内の中・小事業者を対象に、天然ガス(CNG)自動車の新規導入(環境確保条例の規制対応)のための補助事業として 3 事業所 6 台に補助しました。

資源回収においては、古紙・古布・ガラスびん(飲食用缶含む)・紙パック・ペットボトル・乾電池の 6 品目中、古布・ガラスびん(飲食用缶含む)・ペットボトル・乾電池の 4 品目については、目標回収量を上回りました。

平成 14 年 2 月より学校給食の残菜を「練馬の大地」という肥料に資源化する事業を実施しています。平成 15 年 4 月からは保育園給食の生ごみを、平成 16 年 4 月からは福祉園と大泉福祉作業所の給食の生ごみを資源化しています。

(2) 省エネルギー・省資源活動

区では、各職場において職員が「事務に支障のない範囲で昼休みの消灯を行う」「コピーの用紙として裏面再利用を図る」「ごみの分別を徹底する」などの取組みを行い、環境への負荷を減らすように努めています。(表 2)

平成 17 年度は、残念ながら使用量合計では増加してしまったものがあります。なお、平成 16 年から区立小中学校・幼稚園も環境マネジメントシステムの適用範囲に加わり、区全体で環境負荷の低減に取り組んでいます。

表 2 <省資源・省エネルギー活動実施状況>

目標	実施項目	平成 17 年度実績	
平成 11 年度を基準とし、削減する。	電気使用量	平成 11 年度比	5.6%増加
	都市ガス使用量		7.4%増加
	水道使用量		2.7%削減
廃棄物の発生抑制を図る	練馬庁舎廃棄物	リサイクル率	98.9%
	区立施設の廃棄物(練馬庁舎を含む)		42.8%

【参考】温室効果ガス(CO₂)排出量 39,267t:平成 11 年度比 2.58%増(区立小中学校・幼稚園を含む)

温室効果ガス排出量の算出に当たっては、平成 11 年度の排出係数により算出。

3 継続的改善をすすめるために

区は、環境マネジメントシステムの導入に当たり、事務事業の実施と環境との関係性(良い影響と負荷を与える影響の双方)を洗い出しました。これを基に目標や取組み内容を定め、資源・エネルギーの適正利用の推進や環境保全に向けた活動を行っています。

今後は、環境マネジメントシステムの仕組みそのものを、より効果的に活用できるように改善しながら、資源・エネルギーの更なる効率的利用や各種計画・施策の継続的な改善に努めていきます。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を大切にするための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、長期総合計画や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

- 1 率先して環境への負荷を減らします。
 - (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
 - (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
 - (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。
 - (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
 - (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
 - (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。
- 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。
 - (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
 - (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、取り組みを推進します。
 - (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

平成15年5月14日

練馬区長 志村 豊志郎